

議案第 4 号

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例

川崎市市税事務所条例（平成 2 3 年川崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表川崎市かわさき市税事務所の項中「川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番 9 号」を「川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9」に改め、「法人の市民税」の次に「、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

償却資産に係る固定資産税について、本市の全部の区域をかわさき市税事務所
の所管区域とするため、この条例を制定するものである。